

第1回南知多町水道料金審議会

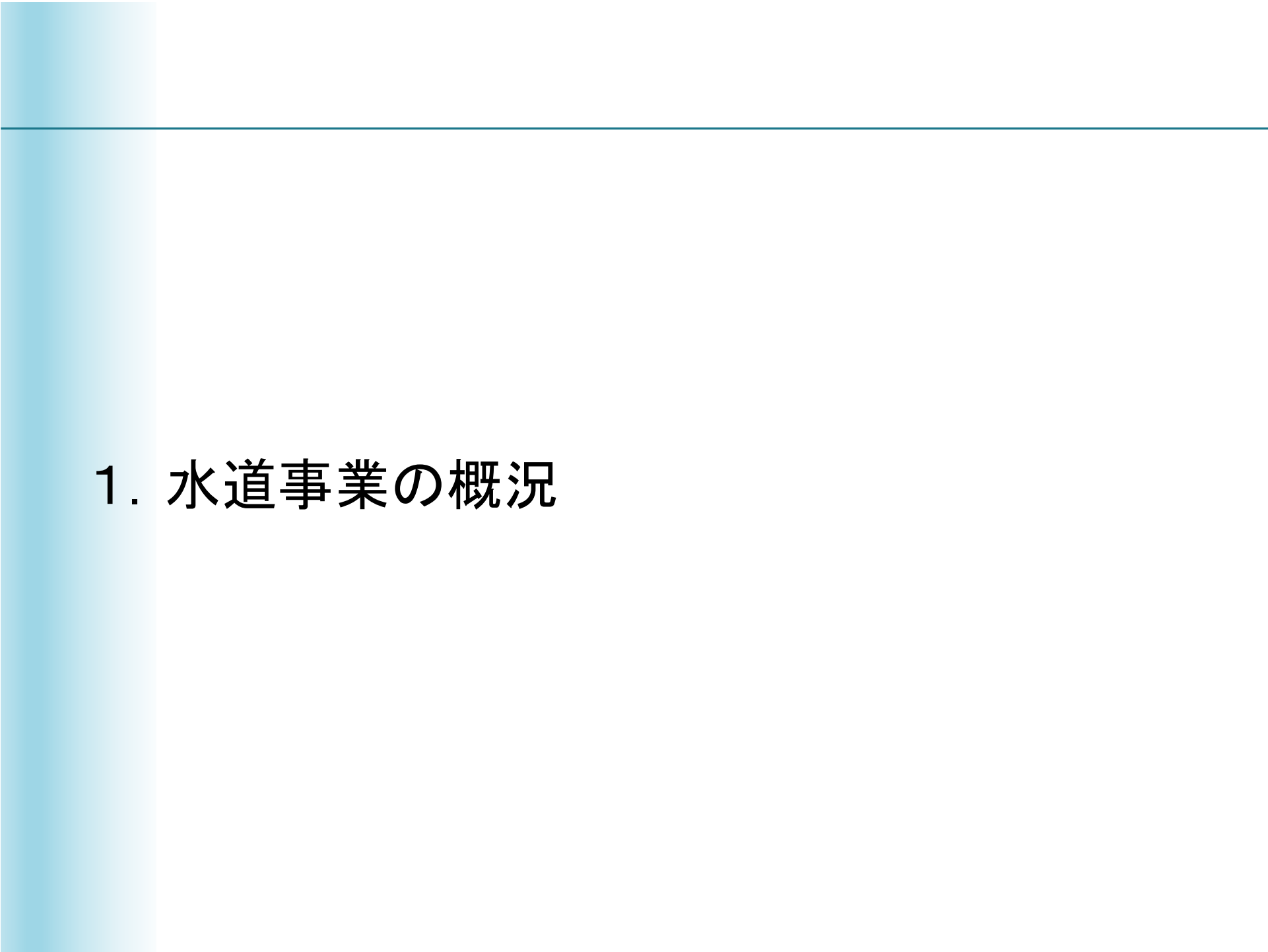
南知多町水道事業の現状分析と課題

令和7年6月24日

南知多町水道課

目次

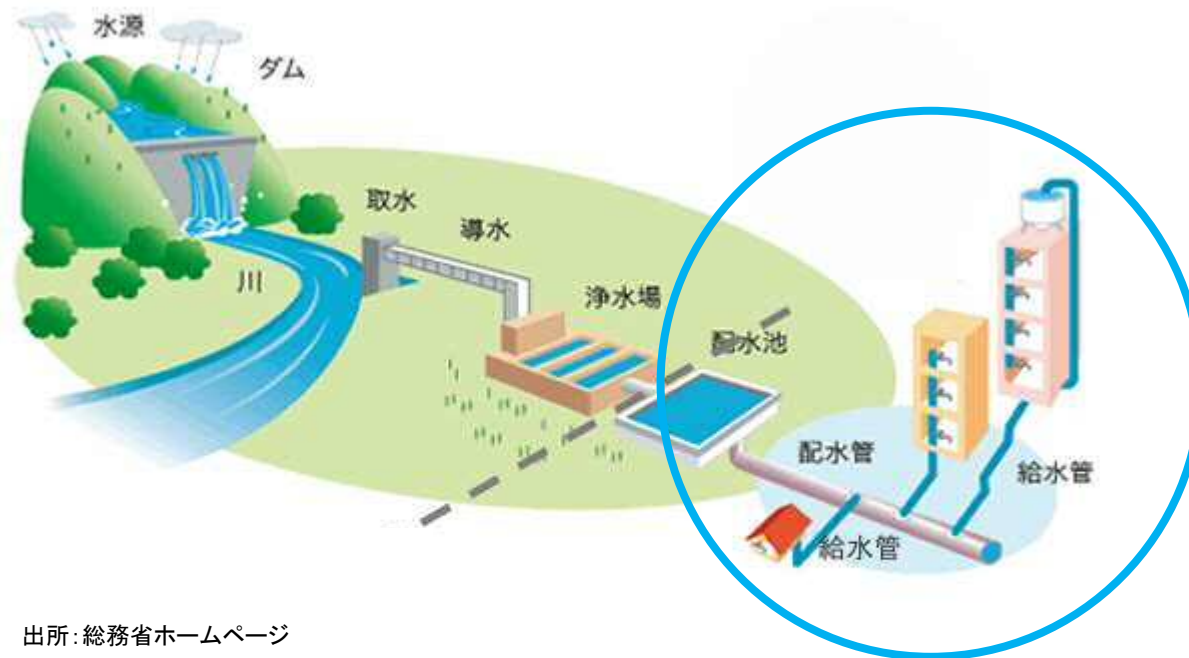
1. 水道事業の概況	2
2. 水道事業の現状と課題	11
3. 今後の水道料金改定検討のながれ	23



1. 水道事業の概況

水道の役割について

- ◆ 水道事業とは、地方公共団体が経営する企業の一つであり、その最も重要な役割は、地域住民に対して安全で安心な水を安定的に供給し、人々の快適な暮らしを守ることです。
- ◆ そのため、町は水源から給水栓までの過程で厳格な水質管理を実施し、浄水場や配水管などの施設の適切な維持管理や耐震化を進め、災害時にも給水を確保できる強靱な体制を構築する必要があります。
- ◆ また、人口減少や施設の老朽化といった課題に対応するため、経営の効率化や計画的な財源確保を通じて事業を持続可能にし、将来にわたって水道サービスを安定的に提供していく責任を担っています。



※水色枠内が南知多町の役割となります

出所: 総務省ホームページ

水道事業の種類

- ◆ 水道事業には、役割や規模に応じて、下表のような種類があり、南知多町では「上水道事業」を運営しています。

水道事業の種類

種類	内容
水道用水供給事業	水道事業者(町)に対して用水(浄水)を供給する事業であり、主に都道府県が実施する事業
上水道事業	計画給水人口が5,001人以上の水道事業
簡易水道事業	計画給水人口が101人以上5000人以下の水道事業
専用水道	居住者101人以上または人の生活の用に供する1日当たりの最大給水量が20m ³ を超える自家用の水道
飲料水供給施設	100人以下を給水人口として人の飲用に供する水を供給する施設
簡易専用水道	水道事業者から供給される水のみを水源とする水道で受水槽の有効容量が10m ³ を超えるもの(ただし「専用水道」は除く)

南知多町水道事業の概況(1)【水道事業の沿革】

- ◆ 本町水道事業は、昭和40年に簡易水道を統合して、**昭和42年4月に計画給水人口21,000人、計画一日最大給水量3,586m³/日の創設認可により給水を開始しました。**
- ◆ 町勢の発展とともに4期に亘る拡張事業の後、平成12年度に第5期拡張事業認可として、愛知三島水道企業団との統合に伴い篠島、日間賀島及び西尾市佐久島を給水区域に加え**水道事業を運営**しています。

区分		創設	第2期 拡張事業	第3期 拡張事業	第4期 拡張事業	第5期 拡張事業
認可年月日		昭和40年2月24日	昭和42年3月31日	昭和49年1月16日	昭和62年3月31日	平成13年3月22日
許可番号		厚生省環 第119号	厚生省環 第389号	厚生省環 第12号	厚生省環 第52－1号	厚生省環 第52－8号
起工年月		昭和40年4月	昭和42年4月	昭和49年4月	昭和63年4月	平成13年4月
竣工年月		昭和42年3月	昭和46年3月	昭和53年3月	平成4年3月	平成27年3月
給水開始年月		昭和42年4月	昭和44年11月	昭和53年4月	昭和62年4月	平成13年4月
事業費		56,178千円	204,019千円	676,923千円	1,001,000千円	4,062,064千円
目標年次		昭和42年度	昭和50年度	昭和55年度	平成9年度	平成31年度
計 画	給水人口	21,000人	離 6,900人 町26,700人	企 9,600人 町23,900人	企 5,190人 町23,900人	24,100人
	一日最大 給水量	3,568m ³	離 1,190m ³ 町 8,510m ³	企 4,569m ³ 町11,831m ³	企 6,600m ³ 町17,600m ³	22,500m ³
	計		9,700m ³	16,400m ³	24,200m ³	
	一人一日最大 給水量	170L	320L	495L	736L	1,056L

町： 南知多町水道事業

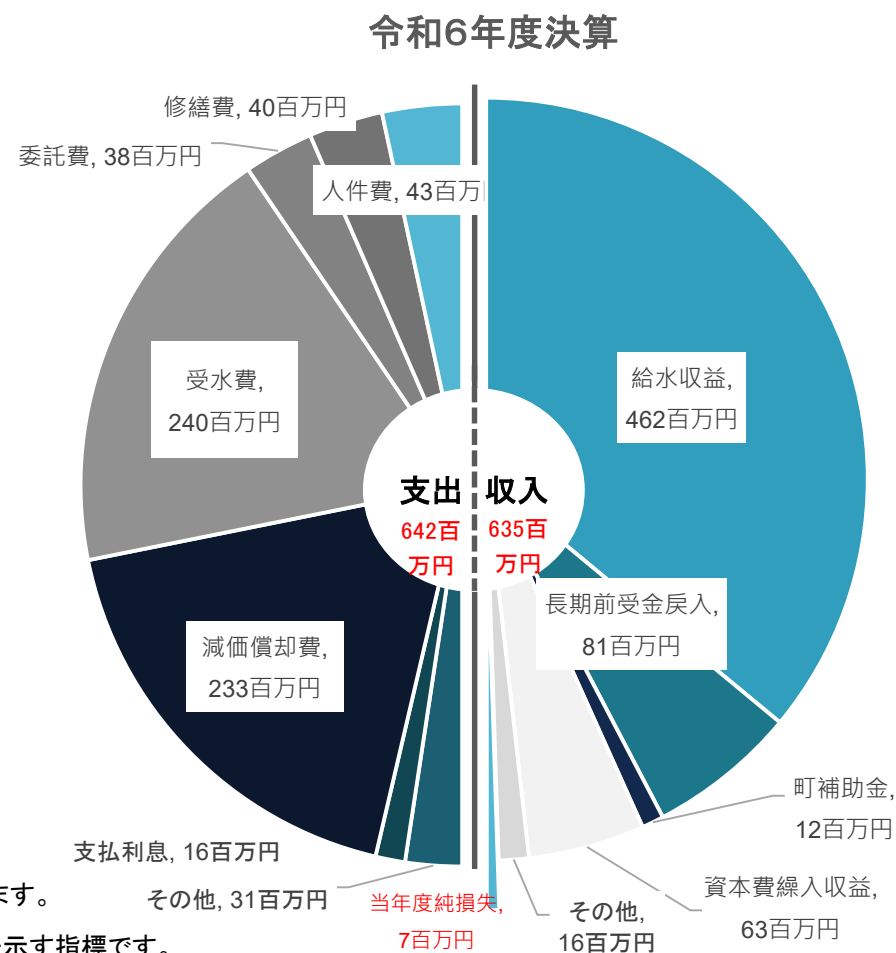
離： 篠島簡易水道、日間賀島簡易水道

企： 愛知三島水道企業団

南知多町水道事業の概況(2)【決算(見込み)】

- ◆ 本町水道事業は、半島部約1.24万人、離島部約0.32万人で、合計給水人口約1.56万人に対して、約293万 m^3 の水道水を給水しています。ただし、そのうち有収率※2(有収水量※1の割合)は約82%です。
- ◆ 令和6年度決算(見込み)では、料金回収率が約82.4%と料金収入で事業運営に必要な費用を賄えておらず、約7百万円の当期純損失(赤字)が生じる見込みです。

区分		令和6年度
給水人口	半島部	12,405人
	離島部	3,222人
	計	15,627人
総給水量	半島部	2,341,533 m^3
	離島部	592,409 m^3
	計	2,933,942 m^3
有収率	半島部	83.22%
	離島部	76.81%
	計	81.92%
経営状況	給水原価	233.20円/ m^3
	供給単価	192.24円/ m^3
	料金回収率	82.44%



※1 給水した水量(配水量)のうち、水道料金収入の対象となる水量をいいます。

※2 給水した水量(配水量)に対して、料金として収入になった水量の割合を示す指標です。

南知多町水道事業の概況(3)【主な施設】

- ◆ 南知多町水道事業は、愛知県水道用水供給事業から浄水の供給を受けており、町内3箇所の供給点から各施設を経て町内全域に水を配水しています。
- ◆ 主要な施設としては、受け入れた浄水を貯留する配水場(内海、岩屋、大井など)や、水を加圧・送水するポンプ場(内海加圧、古布、豊丘、師崎など)があります。これらが①内海配水区系統(県水第1供給点)、②岩屋配水区系統(県水第2供給点)、③大井配水区系統(県水第3供給点)の各配水区系統を構成しています。
- ◆ 特に離島部(篠島、日間賀島、佐久島)へは、師崎ポンプ場から海底送水管を通じて水が送られ、各島の配水場を経て島内に配水されています(大井配水区系統(県水第3供給点))。



内海配水場



大井配水場

出所:南知多町水道事業基本計画

(参考) 水道施設位置図



南知多町水道事業の概況(4)【現在の水道料金体系】

- ◆ 本町の水道料金は、水道メーターの口径に応じたメーター使用料と、口径に関わらず一定の基本料金及び超過料金(2段階逦増※)から成り立っており、基本料金には10m³の基本水量を含んでいます。
- ◆ 離島側は平成20年度に料金改定を実施して以来、現在まで16年間にわたり、消費税に伴う改定以外の料金改定を実施しておらず、半島側は平成11年度に改定して以来、25年間にわたり料金改定を実施していません。

料金体系(令和7年4月1日時点、税込み)

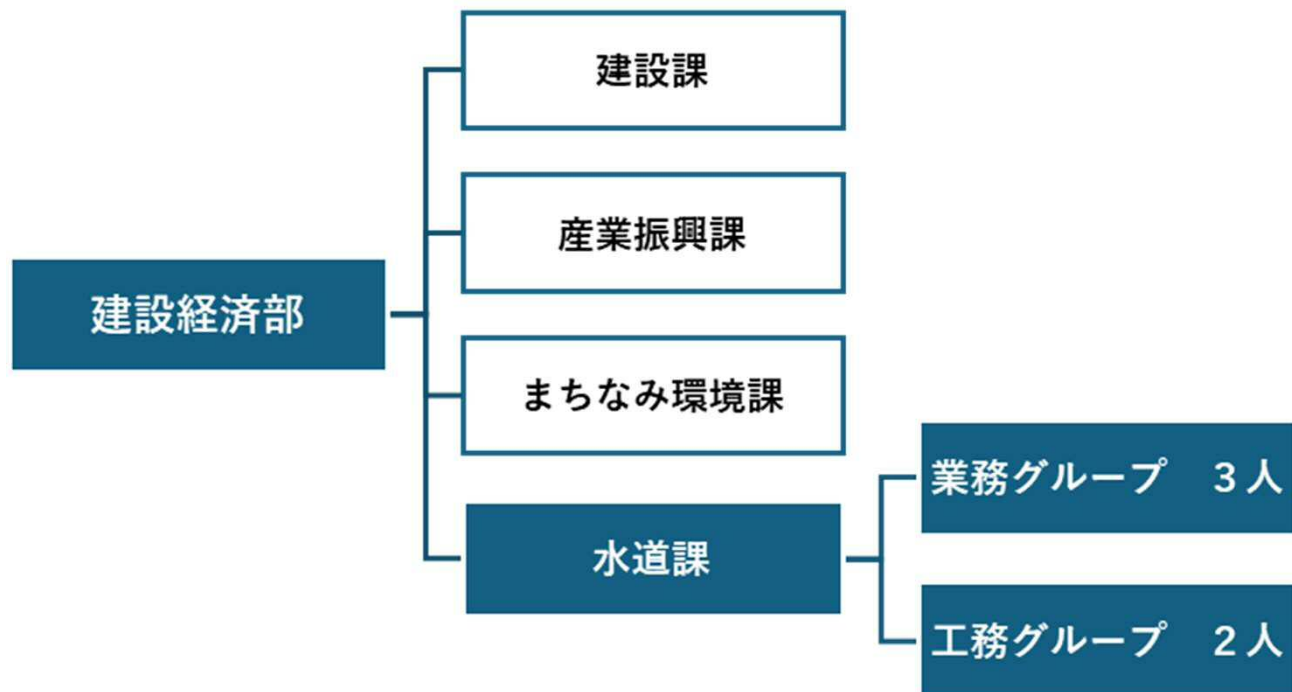
区分	メーター使用料		基本料金	超過料金 (1 m ³ あたり)	
	口径	使用料	10m ³ まで	11~20m ³ まで	21m ³ 以上
一般用	13口径	42円	1,362円/m ³	155円/m ³	248円/m ³
	20口径	84円			
	25口径	126円			
	30口径	157円			
	40口径	178円			
	50口径	671円			
	75口径	964円			
	100口径	1,236円			
工事その他臨時用			4,924円/m ³	492円/m ³	492円/m ³
共用給水装置 1ヵ所につき			1,362円/m ³	155円/m ³	248円/m ³

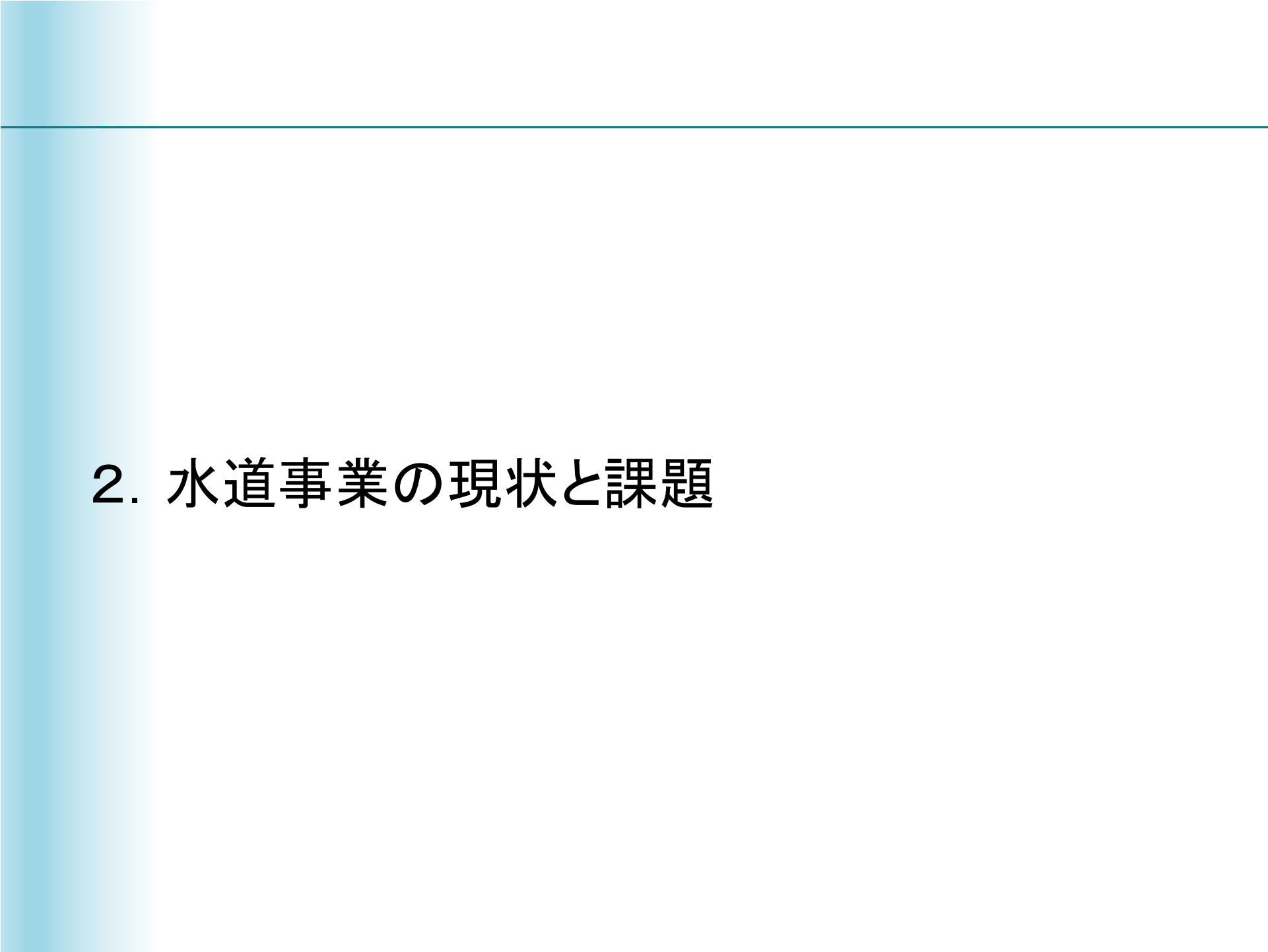
※逦増料金とは、使用水量が増加するに従い料金単価が上がる料金体系を指します。

南知多町水道事業の概況(5)【組織体制】

- ◆ 本町水道事業は、建設経済部水道課が所管していますが、担当職員の年齢構成は、20～30代3名、40代1名、50代以上1名であり、ベテラン職員が少なく、年代の開きが大きくなっています。
- ◆ 以下に、本町水道事業の職員数と組織体制を示します。

組織体制(令和7年4月1日時点)



A blue vertical bar is located on the left side of the slide, and a thin blue horizontal line spans the width of the slide just below the top.

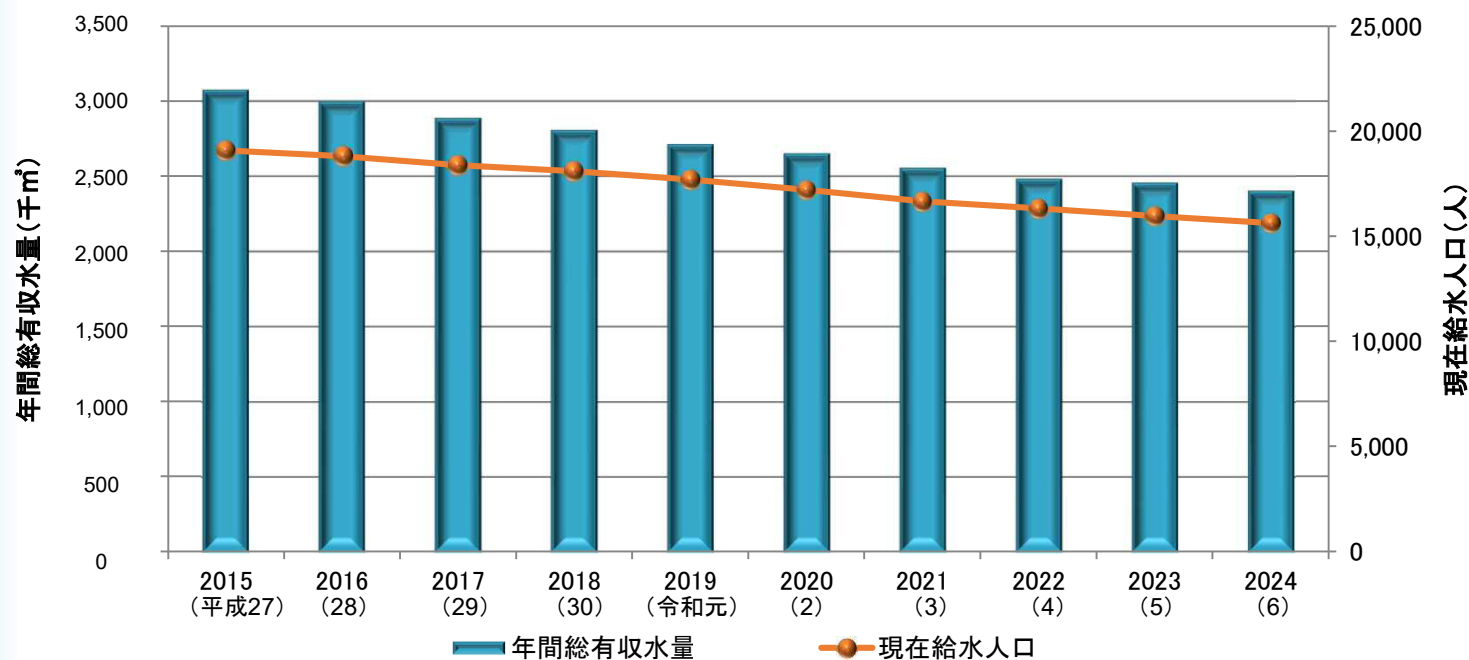
2. 水道事業の現状と課題

対象人口・水量・使用料収入の動向(1)

【有収水量及び給水人口の推移】

- ◆ 本町の水道事業における有収水量及び給水人口の推移をみると、過去10年間で給水人口(約18%減少)、有収水量(約22%減少)ともに減少しています。
- ◆ 今後も引き続き、人口減少に伴う有収水量の減少が見込まれます。

年間総有収水量及び現在給水人口の推移

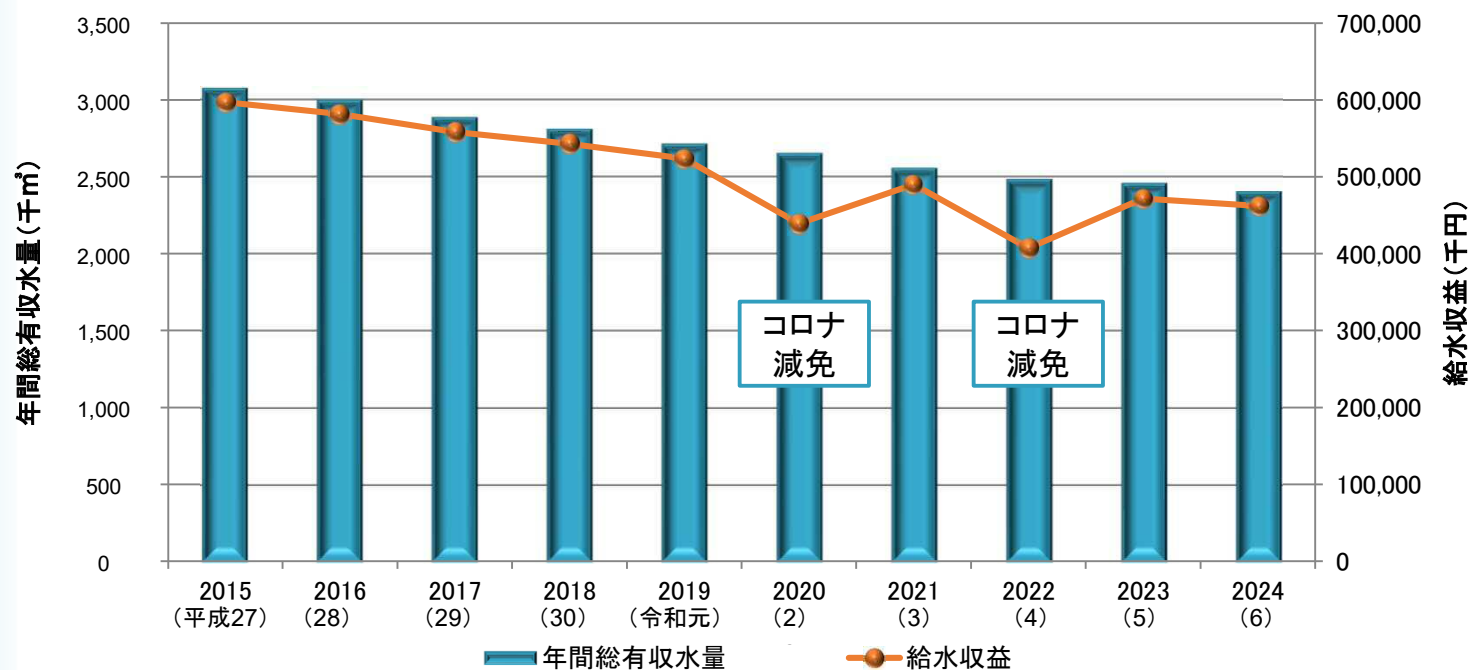


対象人口・水量・使用料収入の動向(2)

【有収水量及び給水収益の推移】

- ◆ 本町の水道事業における有収水量及び給水収益の推移をみると、水需要(有収水量)が減少していることから給水収益は約23%減少しています。
- ◆ 今後も引き続き、有収水量の減少に伴う給水収益の減少が見込まれます。

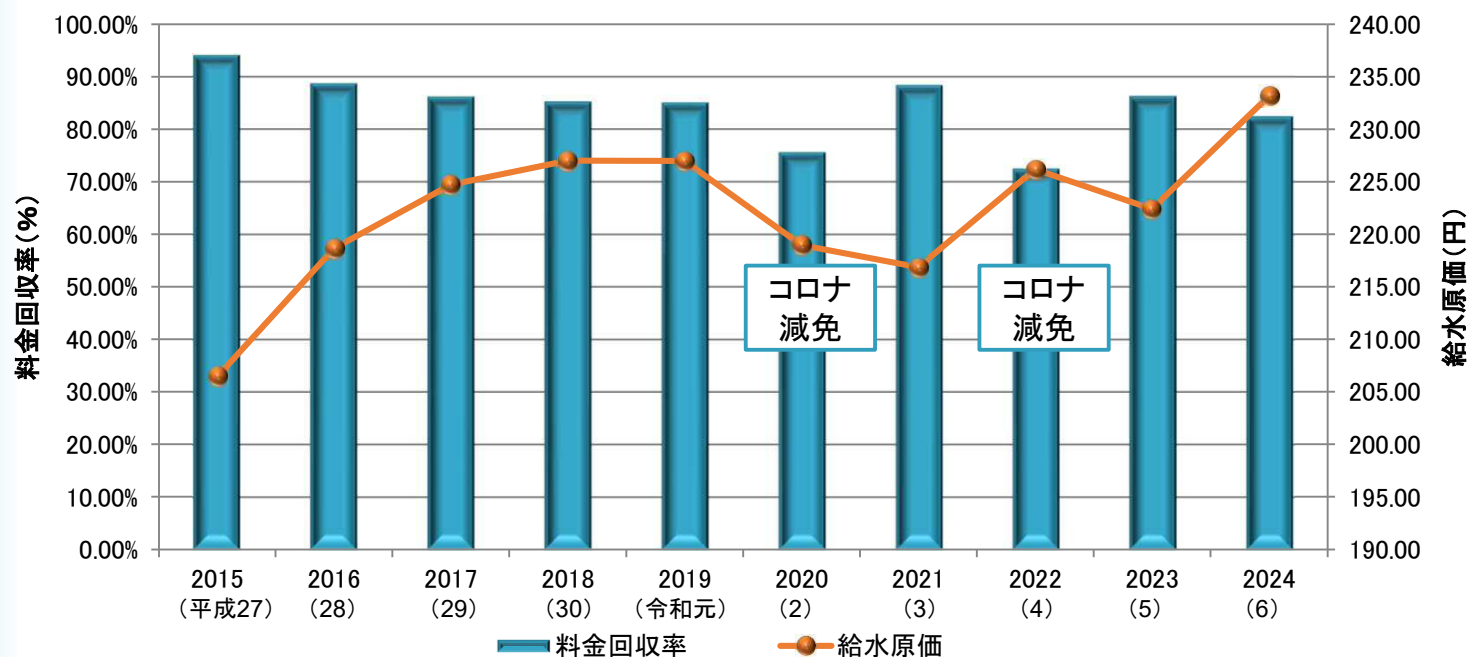
年間総有収水量及び給水収益の推移



料金回収率及び給水原価の推移

- ◆ 本町の水道事業における料金回収率及び給水原価の推移をみると、給水原価は人件費(委託費)や物価の高騰、有収水量の減少等の影響により増加しています。
- ◆ 住民の皆様から頂いた料金で水を供給するために必要な経費(給水原価)をどの程度賄えているかを示す割合(料金回収率)は82%にとどまっています。
- ◆ これは、水道事業の運営に必要な費用(給水原価)が、料金(給水収益)で賄えていないことを示すため、経営改善の取り組みが必要な状況であると言えます。

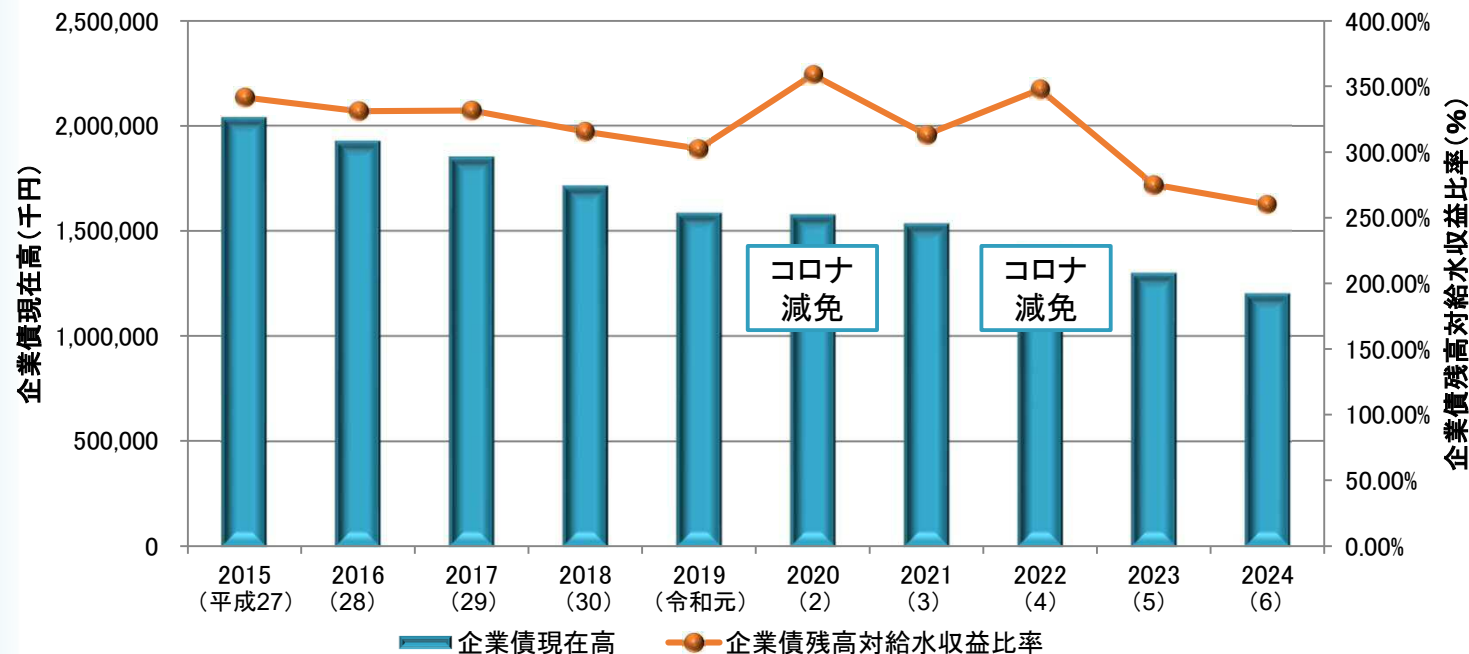
料金回収率及び給水原価の推移



企業債残高の推移

- ◆ 本町の水道事業における企業債残高の推移をみると、過去10年間で約41%減少しています。この結果として、給水収益は減少しているものの、企業債残高対給水収益比率も大幅に減少し、直近年度では約260%（全国平均約300%）となっています。
- ◆ ただし、耐用年数を経過した管の更新が追い付いていないのが実情であり、今後、老朽化に対する更新投資を継続的に実施する予定です。この財源として、企業債を活用する可能性があり、今後企業債残高が増加することが懸念されます。

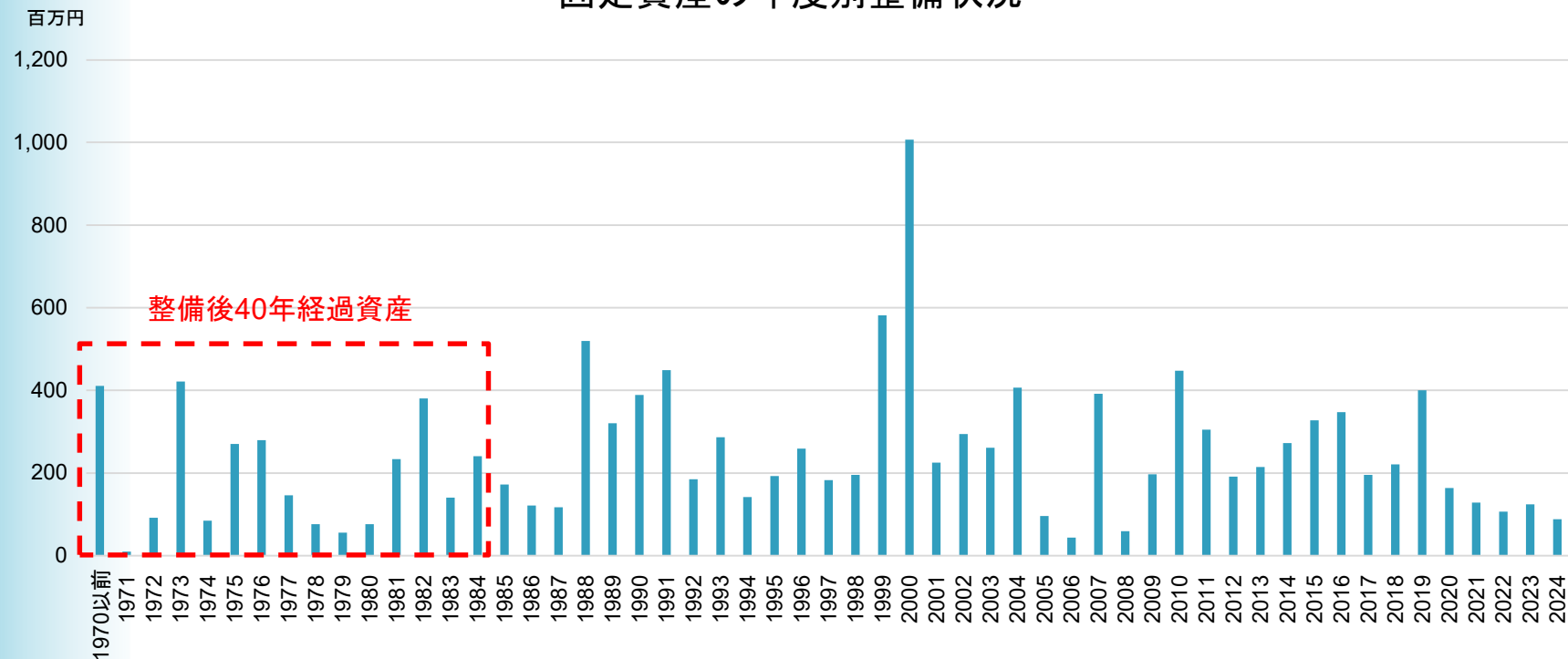
企業債現在高及び企業債残高対給水収益比率の推移



固定資産の整備状況

- ◆ 本町水道事業は、1970年代から1980年代にかけて急速に管路の整備を進めており、固定資産の年度別整備状況をみると、取得価格ベースで約2割の固定資産が整備後40年以上経過しています。
- ◆ このような老朽化に対応するため、今後はリスク評価を踏まえた長寿命化対策を進め、改築・更新費用の平準化を図ることが課題になります。

固定資産の年度別整備状況



財政に関する経営指標分析(1/2)

【特に改善が必要と考えられる指標】 料金回収率、施設利用率

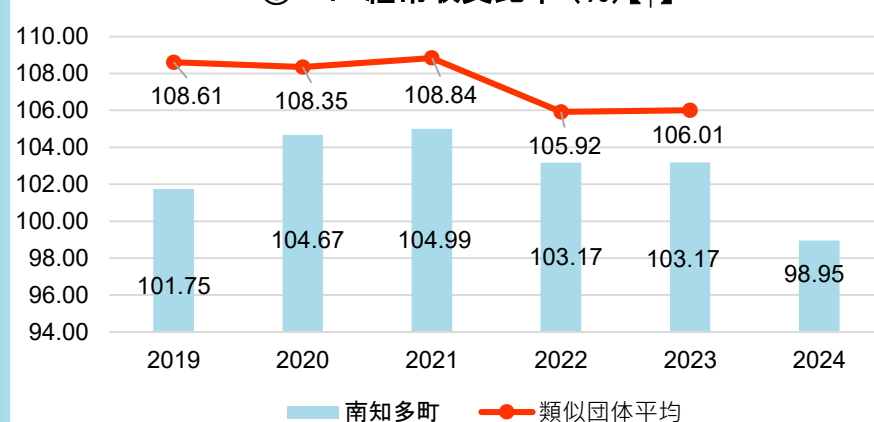
【現状と課題】

財政に関する経営指標について、流動比率や企業債残高対給水収益比率といった支払能力に関する指標は、類似団体※と比べ比較的良好な水準となっていますが、一方で、施設利用率及び料金回収率は、類似団体と比べると低い水準(指標が悪い)となっており、施設効率が悪いこと等により経営状況が悪くなっていることが考えられます。

【対策の必要性】

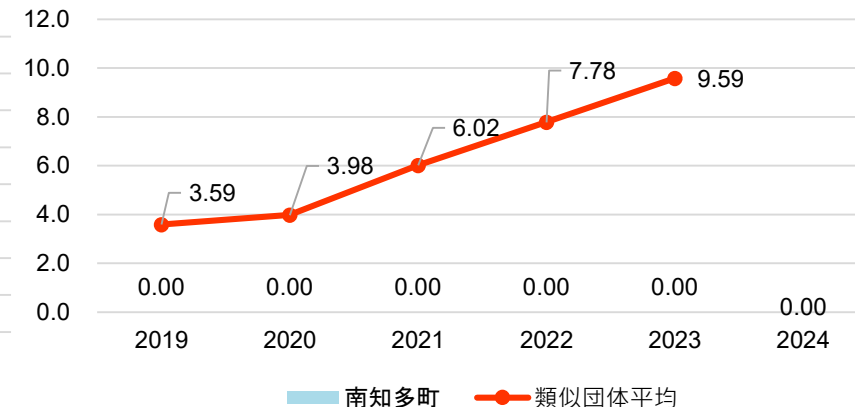
水道事業の安定的な経営を持続させるために、料金水準の適正化や外部財源の確保など、適切な財源確保策を検討する必要があります。

① - 1 経常収支比率(%)【↑】



(経常収益÷経常費用)×100

① - 2 累積欠損金比率(%)【↓】

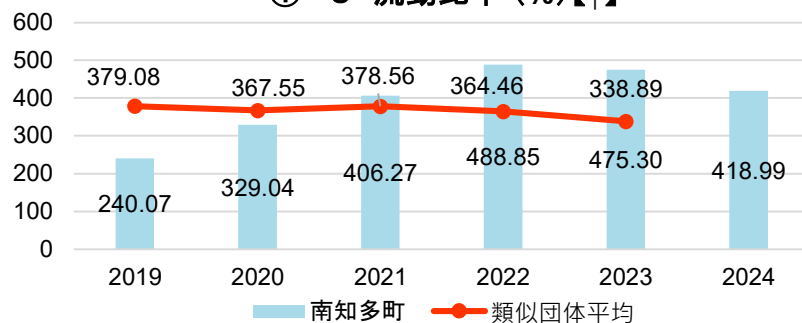


(当年度末未処理欠損金÷(営業収益－受託工事収益))×100

※ 類似団体とは、給水人口規模の類似性に基づく総務省の水道事業者の区分をいいます。
南知多町水道事業はA6区分(給水人口1.5万人以上3万人未満)となります。

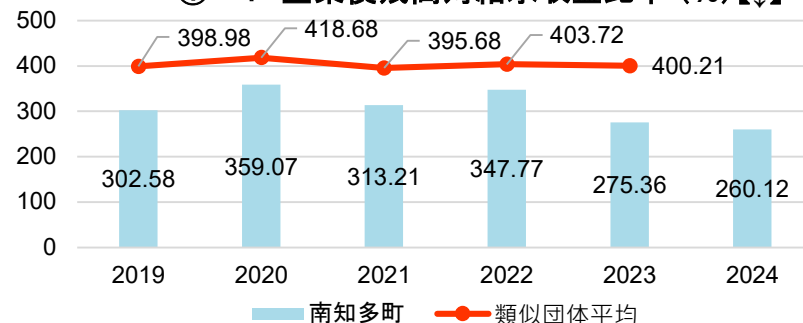
財政に関する経営指標分析(2/2)

① - 3 流動比率 (%)【↑】



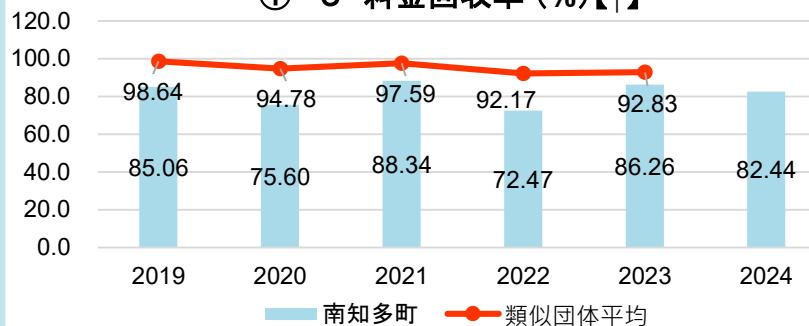
(流動資産÷流動負債)×100

① - 4 企業債残高対給水収益比率 (%)【↓】



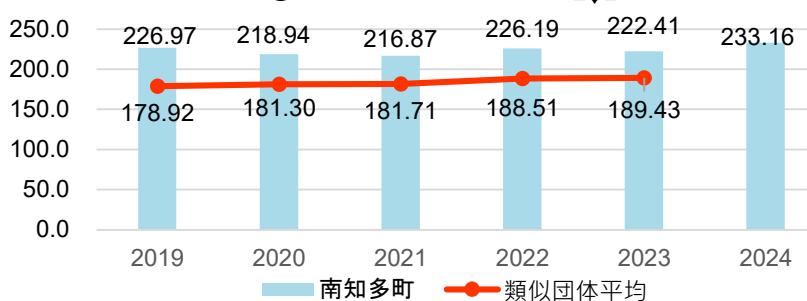
(企業債現在高合計÷給水収益)×100

① - 5 料金回収率 (%)【↑】



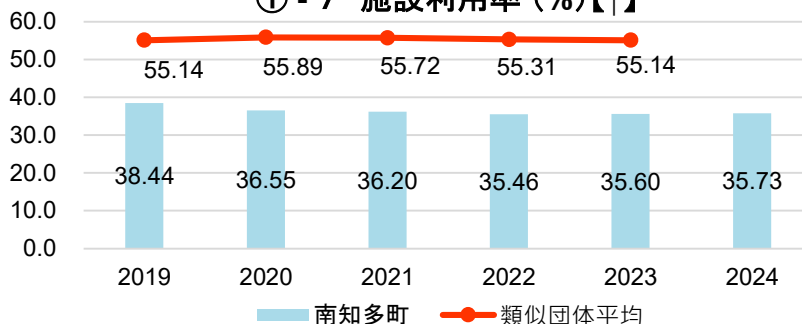
(供給単価÷給水原価)×100

① - 6 給水原価 (円)【↓】



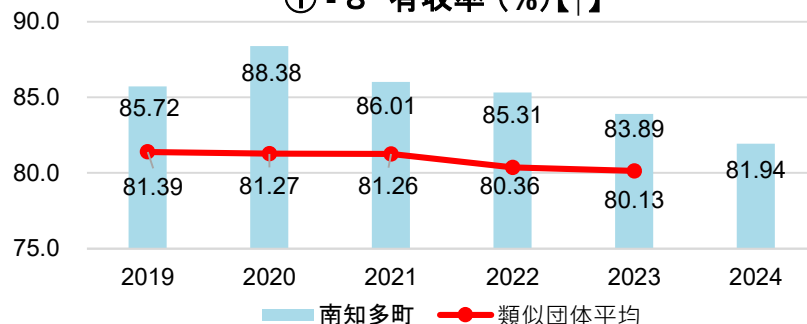
(経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費) - 長期前受金戻入) ÷ 年間総有収水量

① - 7 施設利用率 (%)【↑】



(一日平均配水量÷一日配水能力)×100

① - 8 有収率 (%)【↑】



(年間総有収水量÷年間総配水量)×100

投資に関する経営指標分析

【特に改善が必要と考えられる指標】 管路更新率

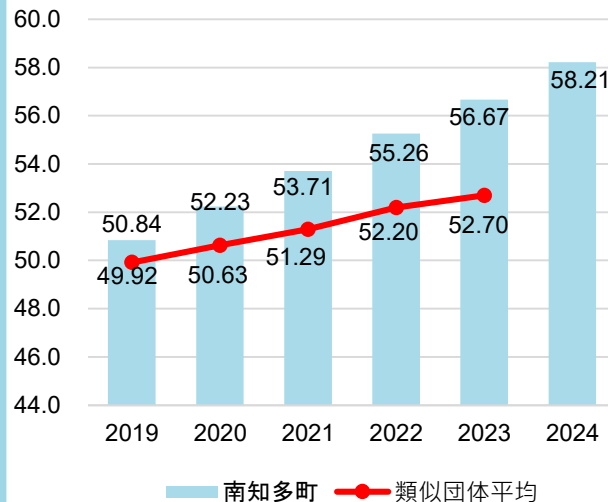
【現状と課題】

- ◆ 投資に関する経営指標は、老朽化に関する指標は概ね類似団体と同程度となっており、施設及び管路の老朽化が年々進んでいる状況です。
- ◆ しかしながら、管路更新率は0.16%と非常に低い水準となっており、対策が不十分な状況であると言えます。

【対策の必要性】

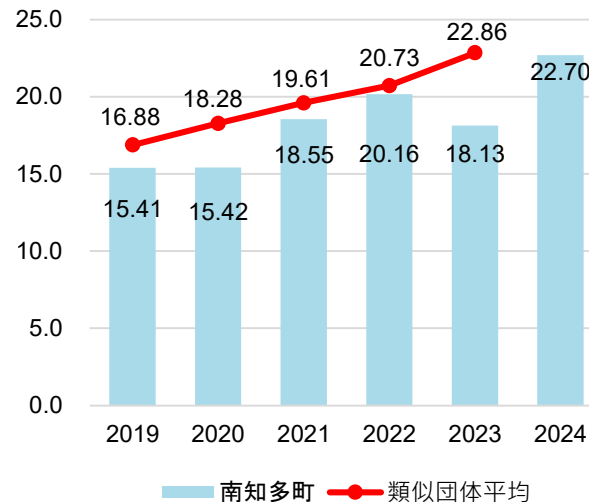
施設及び管路の老朽化の状況を的確に把握したうえで、必要な財源及び人員を確保し、必要な更新投資を計画的に推進する方法を検討する必要があります。

② - 1 有形固定資産減価償却率 (%)



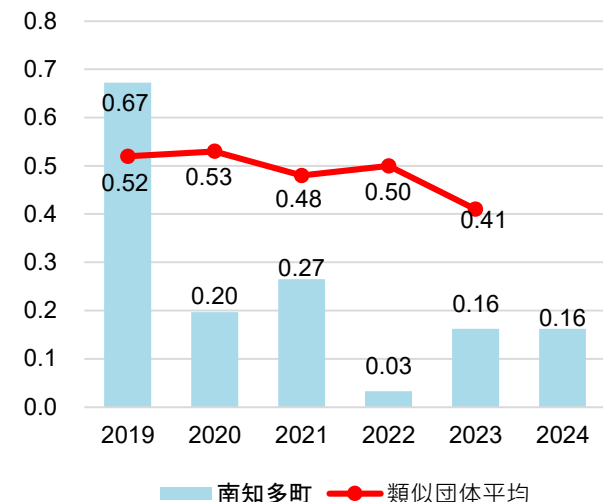
$$\left(\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \right) \times 100$$

② - 2 管路経年化率 (%)



$$\left(\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \right) \times 100$$

② - 3 管路更新率 (%)



$$\left(\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \right) \times 100$$

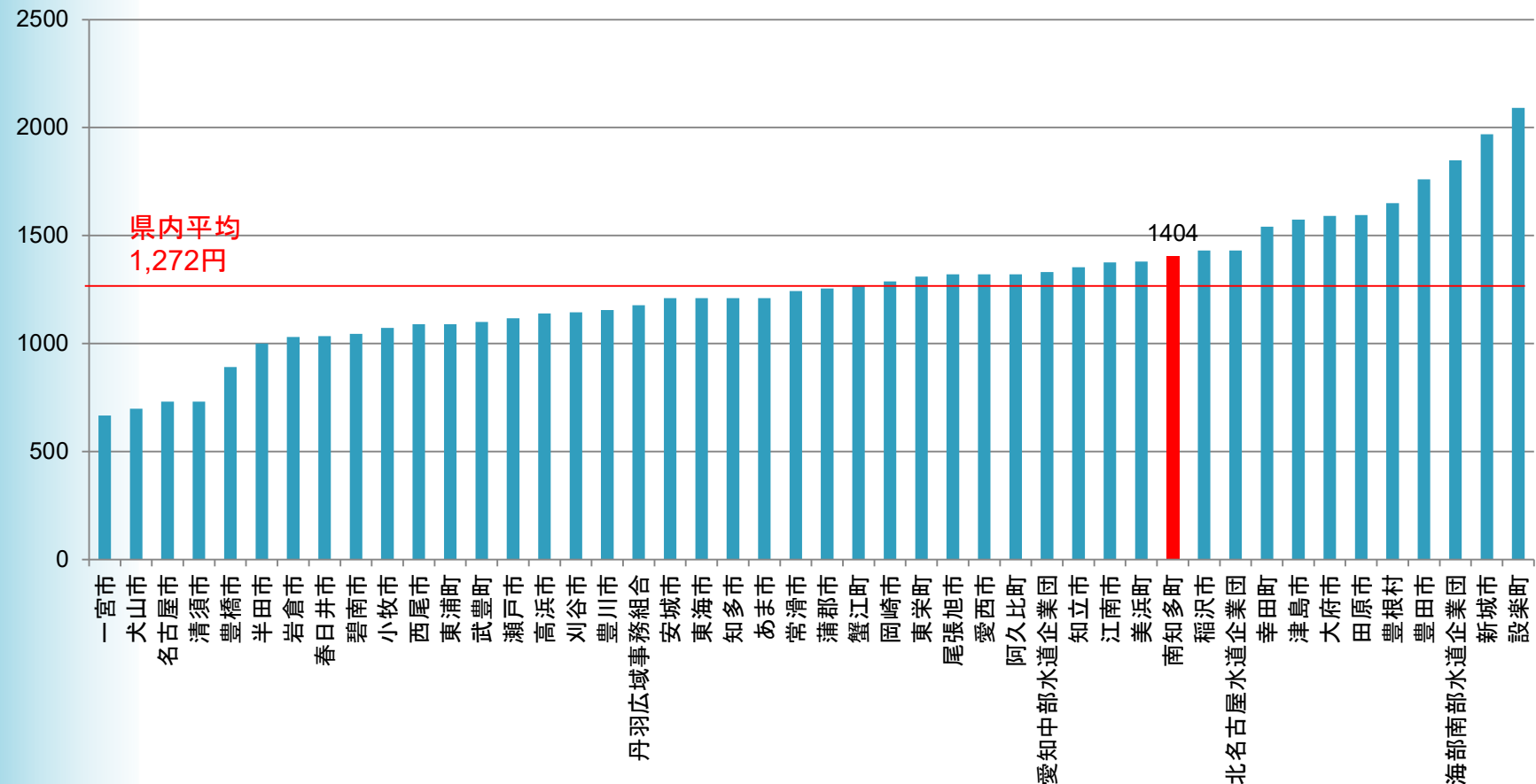
現状分析のまとめ

項目	現状と課題	対応策
経営環境	◆ 過去10年間で給水人口が約18%減少しており、主にこの影響で有収水量は約22%、給水収益は約23%減少	◆ 水道事業の安定的な経営を持続させるために、料金水準の適正化等を検討
固定資産の状況	◆ 施設・管路の老朽化が進んでおり、取得価格ベースで約2割の固定資産が整備後40年以上経過 ◆ 管路更新率は0.16%と非常に低い水準	◆ 施設及び管路の老朽化の状況を的確に把握したうえで、必要な更新投資を計画的に推進
人員の状況	◆ ベテラン職員が少なく、年代の開きが大きくなっている状況	◆ ベテラン職員から若手職員への技術・ノウハウの継承
財政の状況	◆ 料金回収率は低下傾向が続いており、直近年度では約82%と低い水準 ◆ 施設利用率も類似団体と比べると低い水準	◆ 料金水準の適正化や外部財源の確保など、適切な財源確保策を検討

(参考)料金水準の県内他団体比較

- ◆ 本町水道事業の一般家庭(13口径)で10m³/月の水道を利用した場合の水道料金を、県内他団体と比較すると、県内平均を約130円上回っており、県内では比較的高い水準にあると言えます。

1か月10立米当たり料金・口径13mm

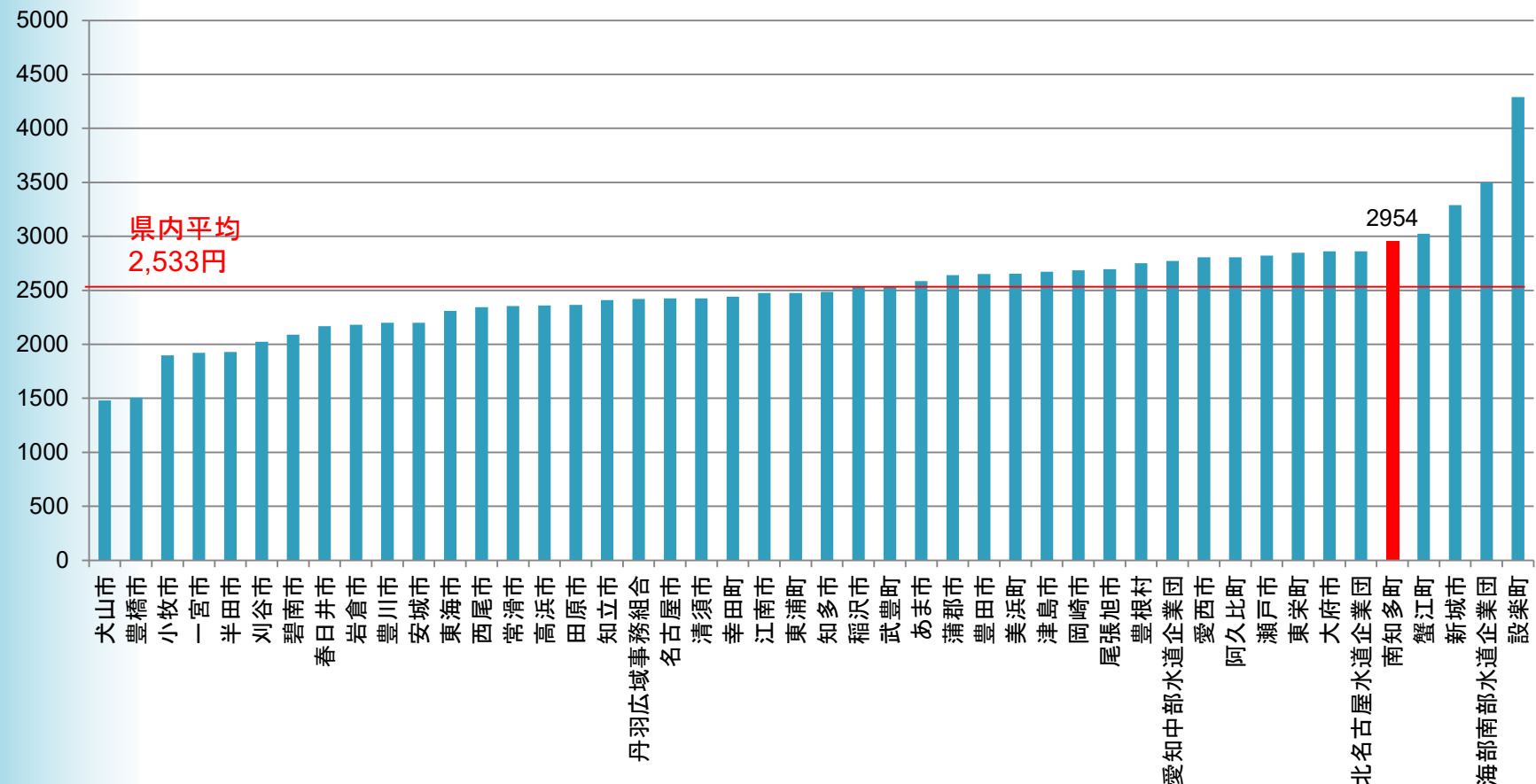


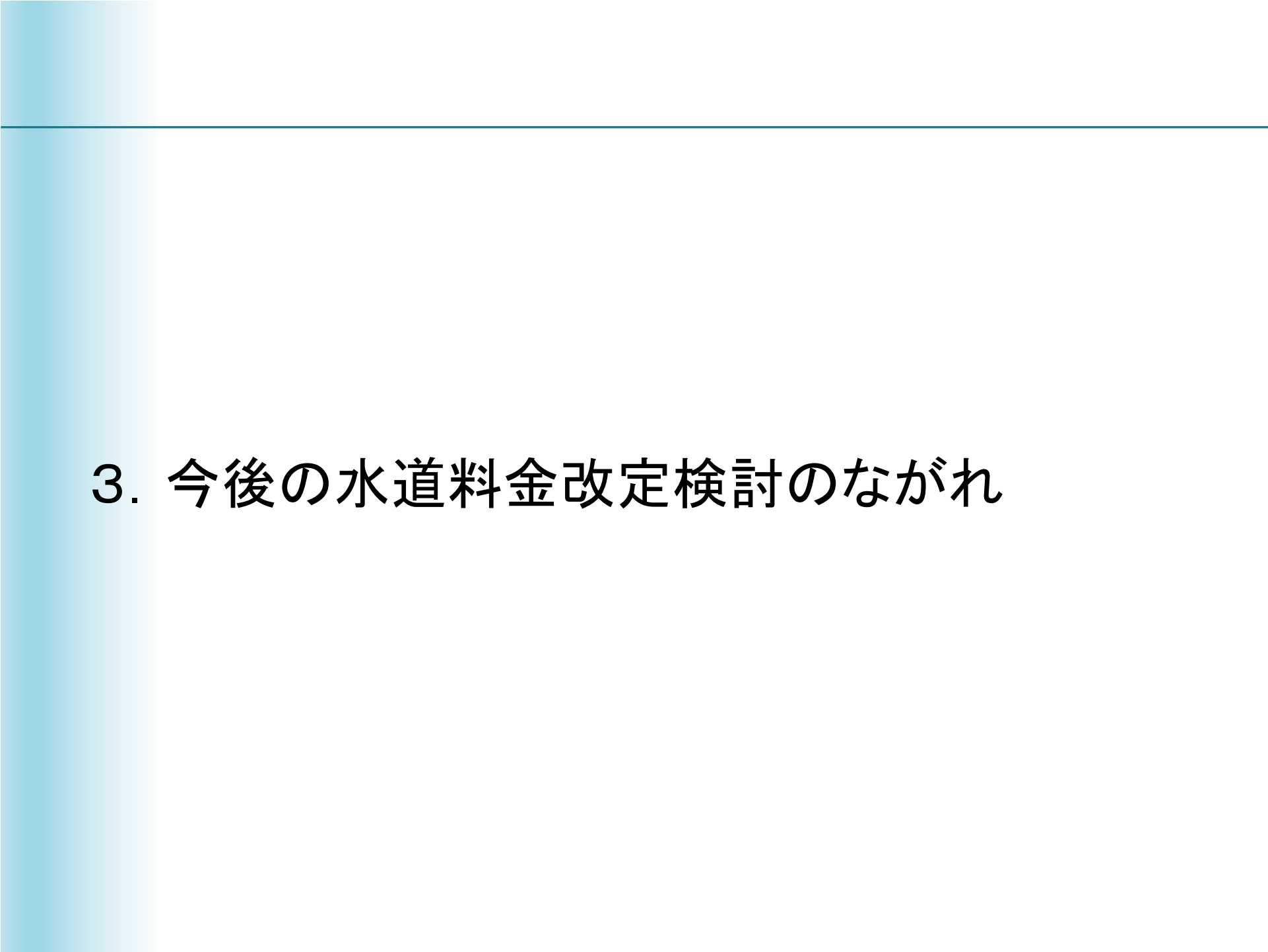
※他団体数値は公表されている令和5年度決算データ。

(参考)料金水準の県内他団体比較

- ◆ 本町水道事業の一般家庭(13口径)で20m³/月の水道を利用した場合の水道料金を、県内他団体と比較すると、県内平均を約420円上回っており、県内では、10m³/月の水道を利用した場合以上に、高い水準にあると言えます。

1か月20立米当たり料金・口径13mm



A blue vertical bar is located on the left side of the slide, and a thin blue horizontal line spans the width of the slide just below the top.

3. 今後の水道料金改定検討のながれ

水道料金の考え方

水道料金はサービスの対価

- 水道事業者は、安全・快適に、持続的な水道サービスを供給し、その対価として使用者から水道料金を受け取ります。

料金決定の原則

地方公営企業法第21条

- ◆ 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- ◆ 料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法第14条第2項

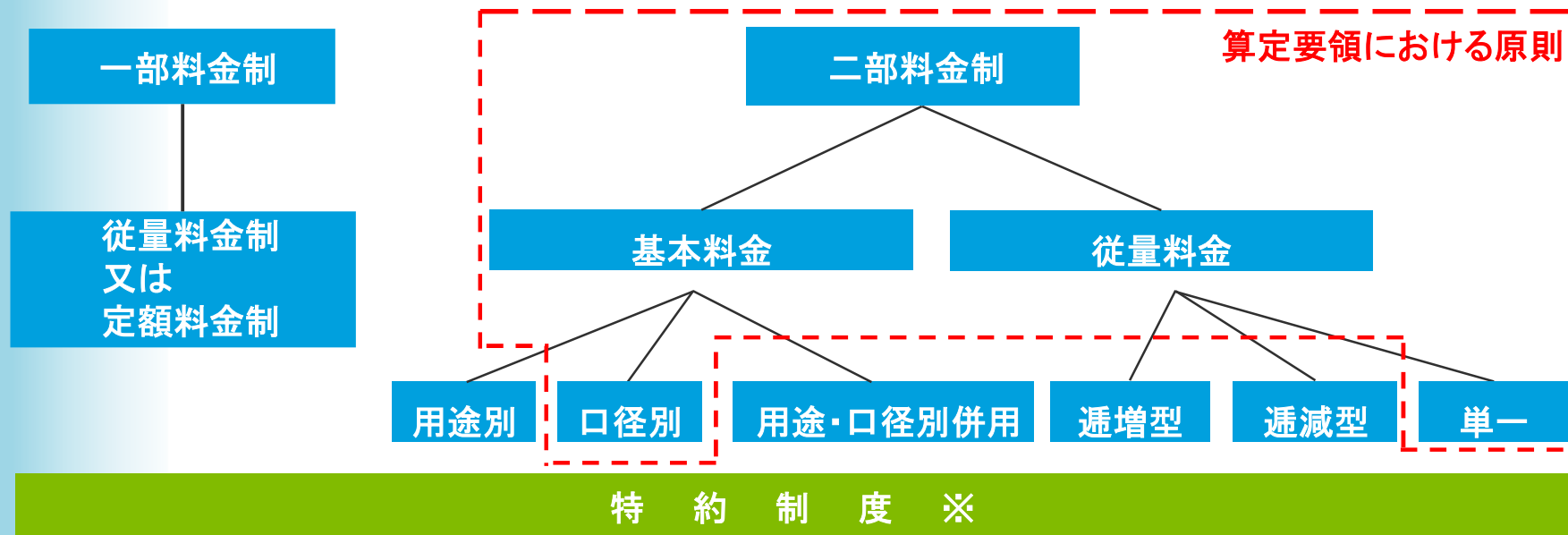
- ◆ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- ◆ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ◆ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

- 
- 法令に示された料金決定の原則に基づき、各自治体が料金水準を設定
 - 同基本原則の趣旨に基づいて「水道料金算定要領」（日本水道協会）で算定方法が示されています。

水道料金体系の種類について

水道料金体系の設定

- ◆ 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金からなる二部料金制、特約制度などがありますが、水道では二部料金制を採用しているケースが多いです。
- ◆ 基本料金については、用途もしくは口径によって異なる料金設定とし、それぞれ用途別、口径別料金体系と呼び、それらを併用しているものもあります。
- ◆ 従量料金については、使用量に応じて単価が変動するもの(逓増・逓減)と単一のものがあります。



※ 基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度など。

料金体系に関する主な用語説明

項目	説明
一部料金制	定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度です。
二部料金制	基本料金と従量料金とを組み合わせた料金制度です。 経営の安定性の確保には、基本料金と従量料金の併設が有効とされています（日本水道協会「水道料金算定要領」）。
用途別料金	使用用途（例：家庭用、営業用、浴場用等）により区分し、料金を賦課する料金制度です。
口径別料金	各需要者の給水管や水道メーターの口径の大小等により区分し、料金を賦課する料金制度です。
基本料金	各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金です。 基本水量が設定されているものと設定されていないものとがあります。
基本水量	設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるものです。使用水量が基本水量に満たない使用者に不公平感を抱かせるため、基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。（日本水道協会「水道料金算定要領」）。
従量料金	使用水量に応じて徴収される料金です。使用水量に単価を乗じて計算されます。
単一型 （従量料金）	使用水量の多寡にかかわらず、単価を均一とした従量料金制度です。
逦増度 （従量料金）	従量料金の最高単価と最低単価の割合としています。使用水量が増加するに従い単価が上がるものを逦増型、下がるものを逦減型といいます。

水道料金改定検討のながれ

- ◆ 水道料金については、まず料金で賄うべき総括原価を算定して、必要な改定率を算出します。
- ◆ その後総括原価分解をして一定の方法で使用者に総括原価を配賦し、基本料金と従量料金を算出します。

ステップ1 総括原価の算定 (料金水準の算定)

- 将来の水需要予測の算定
- 将来の財政収支のシミュレーション
- 将来の財政収支見通しから料金算定期間中に発生する費用及び控除額を算定する。

ステップ2 総括原価の分解

- ステップ1 で算定された費用を、その費用発生の要因から、以下に分解する。
 - ・検針費用や量水器費用のような「需要家費」
 - ・維持管理費や減価償却費のような「固定費」
 - ・動力費や薬品費、受水費のような「変動費」

ステップ3 料金区分への配分

- ステップ2 で分解された需要家費、固定費、変動費をそれぞれ「準備料金」、「水量料金」へ配分する。

ステップ4 料金への配賦 (料金体系の設定)

- ステップ3 で配分された準備料金を、口径の大きさに基づき「基本料金」へ、水量料金を逡増度に配慮したうえで使用量に基づいて「従量料金」へ配賦する。
(検討ポイント例)
 - ① 基本料金収入と従量料金収入の割合の設定
 - ② 口径別料金単価の設定(基本料金・従量料金)
 - ③ 基本水量の設定
 - ④ 従量料金の逡増度の設定
- 料金表案のパターンを提示する。

今後のスケジュール(予定)の概要

時期	項目	テーマ	内容
令和7年 6月24日	第1回 審議会 (今回)	水道事業の概要	水道事業の概要と現状について説明したうえで、経営上の課題を共有する。
令和7年 8月1日	第2回 審議会	料金改定率の検討	経営効率化への取り組みの実施状況と、今後の見通し(成行き財政シミュレーション)について説明したうえで、必要な料金改定率についてご審議いただく。
令和7年 11月27日	第3回 審議会	料金体系の検討	現在の料金体系に基づく、料金収入の現状と課題について説明したうえで、第2回審議会でご審議いただいた料金改定率を実現する新料金体系についてご審議いただく。
令和7年 12月17日	第4回 審議会	答申	これまでの検討内容、意見等を簡潔にまとめ、答申を受ける
令和8年 3月	議会	条例の上程	改定後の料金体系についての条例について、議会の議決を受ける
令和8年 10月	施行	新料金体系の施行	半年間(令和8年4月～9月)の新料金体系の公告期間を設けた後に、新料金体系を施行する